◆年金受給者の方へ

平成23年分から、公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。しかし、市・県民税の場合は、公的年金の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得がある場合は市・県民税申告が必要です。

①年金以外の所得があるため市・県民税申告が必要な場合

- 例 ・年金の他に5万円の小作料による不動産所得があった
 - ・年金の他に14万円の農業所得と5万円の不動産所得があった等

年金以外の所得が20万円以下のため所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。

②控除を受けるため市・県民税申告が必要な場合

- 例 ・生命保険料や地震保険料控除の証明書を持っている
 - ・国民年金保険料を支払っている
 - ・国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を年金天引きでなく自分で支払っている
 - 毎年、医療費控除を受けていた
 - ・寡婦(夫)控除を受けていた
 - ・「年金の扶養親族等報告書」で扶養を報告しておらず、所得税の確定申告等で扶養を取っていた 等

となります。

申告がないと控除を受けられません。所得税の確定申告は不要でも、市・県民税申告で控除を受けることによって、市・県民税が安くなる場合があります。

区分	登録・変更・廃車手続きの窓口
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用作業車等)	佐渡市役所税務課 ☎63-5110 または各支所・行政サービスセンター 税務窓口
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)	全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所 (新潟市東区紫竹卸新町 1927番地 16) ☎025-275-5704
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 (新潟市東区紫竹卸新町 1927 番地 12) ☎050-3816-1850
二輪の小型自動車 (250cc超) 普通自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (新潟市中央区東出来島 14番 26号) 20050-5540-2040

車両の種類別に左記の窓口での手続を目のの重類の手続をしていない農耕用作業の手が、その手のを自動車税・自動車税は、その年の車はありませんか。

車はありませんか。 録等の手続をしていない農耕用作業 いたり買い替えたりしたのに、まだ登 りはありませんか。また、新しく購入 て、現在所有していない自動車やバイ 他人に譲ったり、廃棄するなどし

虭車・自動車の変更手続はお済みですか?

○公道を走行しない(工場内や田

畑で

しか使用しない)車両でも、

○現在、使用していない車両で

ŧ

所

(相川二町目浜町20—1) 市役所税務課市民税係(本庁舎1 お63—5110 な63—5110 は渡地域振興局県税部収税課 を変していること

|3 |3 |1 |0 お問い合わせ ていないと減免を受けられません。 月1日現在、必要な条件が満たされ

有していれば課税されます。 有していれば課税されます。 利取業者へ車両の引取を依頼したときは、手続が完了したかどうかを代行業者に確認してください。また、引取業者へ車両の引取を依頼したときは、手続が完了したかどうかを代行業者に確認してください。また、引取業者へ車両の引取を依頼したときは、忘れずにそれぞれの窓口で廃車の手続をしてください。 存所が変わったら「変更登録」を行わないと納税通知書が届かない場合があります。